高 tild ti

学位の種類 文 学 博 士

学位記番号 文 第 3 号

学位授与年月日 昭和 4 1 年 2 月 17日

学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当

学位論文題目 徒然草の研究

論文審查委員 (主查)

 教授
 北
 住
 敏
 技
 佐
 藤
 喜代治

 教授
 石
 田
 一
 良

## 論文内容の要旨

一、この論文は、現存徒然草の諸本を検討し、その本文を比校し、原作への復原を検討して、 その成立形態・時期を推定、作者の意図したところを正しく解釈すべき基礎研究を主としたもの である。

徒然草の本文は、従来ほとんど異本と称すべきものがないと考えられていたのであるが、正徹書写本発見以来その本文の異同が注目せられ、兼好の初稿本と精選本との存在の有無が問題となり、古写本・古刊本の本文が再検討されるようになってきたのである。しかし、正徽書写本・陽明文庫蔵本・嵯峨本等についてはある程度詳細な検討がされたのであるが、徒然草の現存諸本の本文を検討比較したものとしては鈴木知太郎氏の諸本解説(山田孝雄著・徒然草 昭和†8年8月宝文館発行の巻頭論文)以外には今日まで他に見ることはできないのである。しかしこれも詳細には論述されていないのであり、その後に発見された重要な写本も存在しているのである。川瀬一馬氏の諸本解説(つれつれ種正徹本 昭和6年5月、文学社発行、巻末「徒然草研究書目」)富倉二郎氏の諸本解説(兼好法師研究 昭和12年4月、東洋閣発行「兼好法師研究書目」)、金沢文庫発行の徒然草書目などには現存諸本の解説がされているが、これらは簡単な書目解題で

あって、その本文の異同についてはほとんどふれていないのである。 この論文は第一に現存諸本 の本文を比校し、その異同を明らかにするとともに、それら諸本の伝来の系統を考察し、兼好の 原作の推定をしようとしたのである。そのためには、まず徒然草の校本の作成が必要であるので、 現存諸本の所存の明らかなものを検討し、そのうち重要な本文をもつものと考えられるものをと りあげて校本編を作成したのである。ついでこの校本編によって諸本の系統を考察し、その系統 を嵯峨本系・貞徳本系・桂宮本系・正徹本同類本系の四系統に分類し、それぞれの系統に属する 諸本の本文の特徴を明らかにして、その本文の特徴より兼好の原作の推定を考察したものが本文 研究編である。従って本文研究編は、最初に各系統に属する諸本の本文を検討し、それによって 徒然草の原作の推定を考察するとともに、その成作の時期の推定に及んだものである。徒然草の 成立年代については橘純一氏の説がほとんど定説とされて来ているのであるが、右の本文の検討 と、氏の論述上の誤謬の訂正とによって、その時期の決定を修正したものである。解釈編は校本 の作成に伴って従来の解釈上の疑問とされていたものについて、これを解決し得られるもの、解 釈上から考えて本文の異同のいずれが原作であるかを推定し得るものを考察することに重点をお いたのである。従って従来の解釈で異論はなく、問題の存しないものについては、この解釈編で は一々これを述べることを省略した。人物・地名等については、徒然草の成立に直接関係のある ものについては、本文の異同のあるものはもちろんこれを検討し、原作の推定をしたのであるが、 本文の異同のないものについても成立に関係のあるものについては、これを詳説することとした のである。

- 二、校本作成については、古写本は五十数本、古刊単行本は約四十本、古註釈書の本文については三十数本を比校し、そのうち底本には烏丸光広奥書刊本を用いた。それは、諸本のうちもっとも原作の形態に近いと推定される嵯峨本系に属し、近代の徒然草研究がこの本を基礎としたものがほとんどである関係からである。比校にあたっては右の百数十本中、それぞれの系統の代表的な本文をもつものとみられる左記の諸本をとりあげることとした。
- (一) 嵯峨本系 烏丸光広奥書刊本(底本)、烏丸光広奥書書写本、嵯峨本、杉田良庵刊 本、偏易書写本、家蔵第二本、田中忠三郎氏蔵写本、伝中和門院書写本、明曆四年刊本
- (二) 貞徳本系 万治二年刊本、小堀遠州書写本、整版十一行本、家蔵第一本、範次書写 本、伝元政上人書写本、家蔵第三本、家蔵三冊本、木活字十行本、木活字十一行本
- (三) 桂宮本系 柱宮本 宝玲文庫旧蔵第二本、東坊城大納言奥書本、御所本、王堂蔵本、 の 八坂神社蔵本、伝常縁書写本
  - (四) 正徹本同類本系 正徽書写本、延徳本、陽明文庫蔵本、宝玲文庫旧蔵本 このうち、〇印を付したものは、漢字が仮名書きに、仮名が漢字に表記されている相異点まで 文15

校合することとした。その理由は、漢字仮名書きの相異が原作の姿を推定し得る場合が存在し、 また嵯峨本は嵯峨本系の、万治二年刊本は貞徳本系の、桂宮本は桂宮本系の、正徹本は正徹本同 類本系の、それぞれ中心的本文をもっているものと考えられるからである。偏易本、家蔵第二本 は誤写も少なく、書写年代も江戸初期のものであって、嵯峨本系本文決定の重要なものであると 認めたからである。田中忠三郎氏蔵本、伝中和門院書写本は嵯峨本系としてはやや別系統に属す るものと考えられるからである。小堀遠州本と家蔵第一本はともに江戸初期の写本であり、貞徳 書写本の未発見の今日においては、この系統のものとしては重要な本文をもつものであり、整版 十一行本は江戸初期整版本としてはもっとも古い刊本と認められ、この系統の本文として後の刊 本に影響を与えている本文であるからである。木活字十一行本の本文は貞徳本系としてはやや別 系統のものと認められるからである。桂宮本系・正徹本同所本系の諸本は王堂本・延徳本を除い てはすべて前記同様の比校をしたのは、本文の異同が嵯峨本系貞徳本系に比してかなりの個所が 存在し、本文研究上で看過できないものであるからである。その他の上記の諸本は、本文の異同 のある個所だけを校合し、漢字仮名書きの相異までは煩をさけて校合しなかった。前記以外の単 行本については、約四十本の刊本があるがそれらの中には再刊本、求版本が数多く存在している ので、それらを除き、初版本とみられる。寛文七年刊本、寛文八年刊本、寛文十年刊本(松会版) 寬文十年刊本(貞徳本)、元祿四年刊本、元祿四年刊絵抄本、元祿七年刊本、元祿十一年刊本、 元文五年刊本、屋代弘賢校訂本をとりあげ、その本文に異同のある個所だけを校合した。註釈書 の本文については、同様に本文の異同のある個所だけを校合することとしたのである。

校合にあたっては客観的に事実を明らかにすることに留意し、従って明らかに誤写誤脱と認められるもの以外は、誤写誤脱の文字を用いることをさけ、その本文の批判については校本において述べることをさけ、批判検討はすべて本文研究編で述べることとした。また本文に他本の校合されたものが間々存在しているがこれもそのまま記載校合した。それはその本文と他本との関係を示し、その系統を考察する資料ともなるからである。

本文の校合以外に、章段の切り方に相異のあるものはすべてこれを明記することとした。古写本の江戸初期までのものは、その大部分が行替によって章段の別が示されているので、行替の有無をも明らかにし、写本によっては、「、又は、〇、一、によって章段の別が示されているものもあるが、これらについてもその点を明らかにし、江戸初期の後期になると章段数を付したものが次第に多くなってくるが、これも各段の最初に校合することとした。これは本文の異同だけでなく、章段の分ち方にも原作の推定の資料が考えられ、各系統別にある程度の推察ができるからである。奥書・刊記のあるものは、上巻末にあるものも下巻末に、下巻末にあるものは下巻末に一括してこれを記載した。

以上のような方針で校本を作成したのであるが、右の諸本のうち既に刊行覆製されているものはその本文を比較的容易に見ることはできるのである。しかし、偏易書写本・御所本・桂宮本・陽明文庫蔵本はその存在が既に紹介されているのであるが、その全文は未だ世に紹介されてはおらず、家蔵第二本、伝中和門院書写本、小堀遠州書写本、木活字十行本、同じく十一行本、家蔵第一本、宝玲文庫旧蔵第二本東坊城大納言奥書本、八坂神社蔵本、宝玲文庫旧蔵本は、学界には未紹介の本文であり、しかもそれぞれ重要な本文と見られるものであるので、その全文を詳細に校合し、それらに他本との校合の存在している個所はその校合の姿にいたるまで記載したのである。従ってそれぞれの本文の校合にしたがっていけば、漢字仮名の記載にいたるまで、それぞれの本文が復原できるわけである。この意味においてこの校本は新たに前記十匹本の復刻をもかねたものともいい得るのである。

三、本文研究編は、校本作成によって諸本の本文の異同を明らかにしたところにより、第一章には、現存諸本を、嵯峨本系諸本として十七本を、貞徳本系諸本として四十九本、それに注釈諸本として四十四本(うち本文全部をもつものは三十数本、他は語句の摘記、又は評論を主としたものである。)、桂宮本系諸本として十五本、正徹本同類本系諸本としては七本をそれぞれ解説し、これらの本文の比校よりして、その系統を明らかにし、他系統本との本文の相異によって、本文の検討批判をして、原作に尤も近いものを推定したものである。検討批判に際しては、誤写と認められるもの、意改と認められるもの、誤脱と認められるもの、傍記注記の混入と認められるものについては、その原因、根拠を考察し、異同のあるものについては、何れか原作であるかを考究推定したのである。ただし、原作が何れの本文であったかをにわかには決定しがたいものについてはその理由を明らかにして、独断による決定をさける態度をとった。このようにして、前記諸本の各系統内における伝来の位置づけをして、それぞれの関係を明らかにし、更に各系統の関係を考察して、その系統の原作からの分派の姿を推察したものである。

右の系統分類の決定は、今後新資料の発見があってもおそらく大きく変改せられることはない と信じるものである。

第二章は、四系統に分けた諸本の性格を総括的に論じ、その結果として、嵯峨本、光広本にみる本文が比較的に尤も原作に近いものと考えられ、兼好の徒然草原作の形態・本文は嵯峨本において尤も近似したものがみとめられるものであることを推定したものである。さらに、兼好以外に編集者が別に存在しているという説については、右の結論より推定して、後人の仮托に過ぎないものであることを論じ、この点からも、徒然草が兼好の手になり、それは嵯峨本に近い形態において成作されていたものであることを推定した。ついでその成作の時期について考察を進め、まず、兼好の生涯について従来の説を検討するとともに、兼好家集、大徳寺文書、後普光園院百

首の裁、薄金年子氏蔵の続古今集巻下の奥書、法金剛院、および道我との親交、これらとの親交、これらとの親交、これらとの親交、これらとの親交、これらとの関係から、兼好の出家の時期、その事情を考察し、更に、歿年の観応元年説を観応三年秋冬の頃、六十八才説を推定した。そうしてこの生涯をも考慮して徒然草の成立時期を推定したのである。成立時期については近世では閑寿の集説がもっとも注目すべきものであって、明治以後において、閑寿の説を発展させて、藤岡作太郎・橘純一・富倉徳次郎・佐野保太郎らの諸氏が相ついで論じていられるのであるが、このうち橘純一氏の説が詳細に理路整然と論じられ、元徳二年十一月七日以後、元弘元年十月七日以前の三百二十五ヶ日(実際はそれよりもなお少ない日数)の間に執筆作成されたものと論じていられるのである。ところが氏が時期決定の資料としてとりあげられた十七項目を検討するとき、訂正すべき項目が存在し、またこの十七項目の処理方法についても妥当を欠く点があることを指摘して、これらを訂正し、橘氏の成作時期と決定していられるものよりも、その前後にかなりの年月が考えられなければならないことを論じ、嘉暦の末、元徳の初年頃から、延元二、三年の頃までの約十年間の成作とみるべきものであることを推定したものである。

四、解釈の基本はあくまでも原作者の意図するところを正確に理解することでなければならない。そのためには、作者の原作が存在しないで異本の存在する古典においては、その本文を検討し、可能なかぎり原作の姿にかえして解釈しなければならないのである。校本作成の必要もそのために存するのである。従って、校本作成によって本文の異同を明らかにし、原作の本文が何れであるかを推定し、原作の姿において解釈はすすめられなければならないのである。それは同時に作者の他の作品、当時の時代思潮、言語語法の傾向、作者の年齢・性向・教養等の多面的な考察が必要であり、これらを参考しつつ、原作の本文を推定して、作者の意図するところを理解することが解釈の第一次的な作業でなければならないと考えるものである。そこでこの解釈編においては、校本によって、その本文を原作の姿において理解するための考究を中心として、原作者の意図するところを考察し、原作の正しい理解をすることにその主眼をおいたものである。

本文の上において異同もなく、従来の註釈書における解釈に疑問の存しないものについてはなるべくこれを省略し、本文の上に異同があり、また註釈書によって異説の存するものについてはこれを検討し、原作者の意図するところを明らかにすることとした。近世の註釈書がややもすると、羅山のように儒教的に傾いたり、恵空のように仏教的立場に偏しすぎたり、支考が俳論の立場から論じているように、やや自己の好むところに従って解釈をしているようなのは、原作者の意図を正しく解釈するという立場からは、参考とはなっても第一次的の解釈としては正しい態度とはいえないのである。こうした弊に陥らないように、できるかぎり客観的な態度で考察をすすめることとしたのである。従って異説の何とも決定しがたい場合、本文の異同が何れが原作とも

決定しがたい場合においては、強いてこれを決定することは独断に陥るおそれがあるのでこれを さけ、その理由を述べて両説をあげて決定を保留することとした。なお、異説の検討に際しては、 それを最初にとりあげた註釈書の説をあけて、その後の註釈書がそれに従って記述しているもの については、それに対して新説を出していない限りは一々これを明示する煩をさけた。

以上のような主旨によってこの解釈編を作成したのであるから、問題の存する語句をのみとりあげたので、通釈については今回は省略したのである。たたし、人物・官職・地名等については、外イ例えば、101段の「六位内記康綱」・206段の「徳大寺右大臣殿」・220段の「浄金剛院」などのように古写本によって本文に異同のあるものをとりあげたことは言うまでもないのであるが、異同のないものでも、徒然草の成立の考察に関係あるもの等重要な事項についてはこれをとりあげ、検討し詳説することとした。また、先行作品の章句を引用したとみられるもの、又は解釈上参考とすべき先行作品の章句は解釈上の参考資料としてこれを示すこととした。

これを要するに、この解釈編にとりあげたものは、校本によって本文に異同のあるもの、異説 の存在するもの、徒然草の成立に関係あるものを中心としたもので、それらについて検討を加え、 作者の意図するところを正しく把握することを主眼とし、それに、本文解釈上参考とすべき引用 をあげることとしたものである。

五、校本作成は原作の推定のための第一次的作業であり、これによって諸本の本文を比較検討して原作の推定をなし、それに基いて、その作品の正しい解釈がされるのであるから、校本、本文研究、解釈は表裏一体、一貫した作業である。この立場から、本論文は、校本編、本文研究編、解釈編の三編をもってまとめたものである。

## 論文審査結果の要旨

本論文は、「徒然草」の現存諸本の本文を比較検討することにより、原作の形態を推定することを主たる目的としたもので、「校本編 | 「本文研究編 | および「解釈編 | より成る。

「校本編」は、烏丸光広奥書本を底本とし、現在見得る限りの主要な古写本、古刊本、古注釈書の本文を比校して、本文の異同を示したものである。「徒然草」の本文の校合は、早くから部分的には行われているが、 校本として整備したものは未だ出来ていない。この校本は、周到な用意の下に作成されて信頼度が高く、「徒然草」の研究に基礎的な資料を提供するものとして意義が深い。

本論文の主体をなすのは「本文研究編」である。「第1章 諸本の研究」においては、本文の

異同に徴して、諸本を(1) 嵯峨本系(2) 貞徳本系(3) 桂宮本系 および(4)正徹本同類本系の4系統に大別し、本文批判を行って原作の形態を追求している。(1)に属する嵯峨本、光広本の本文において、原作に最も近いものが認められるというのが、筆者の結論である。4系統の諸本の性格と原作推定の問題は、「第2章 徒然草の成立」の初めの部分にもまとめて論述されている。その立論には、なお慎重を期する余地があるとはいえ、従来の研究成果を踏まえ、諸本の系統づけなどの点において、多分に向上していることは確かである。第2章では、進んで、「徒然草」が作者兼好とは別の者の手で編集されたとする旧説の不当な所以を明らかにし、成立の時期に関わる問題として、兼好の出家の事情や改年を考察して聴くべき見解を述べている。最後に「徒然草」の執筆年代については、今まで有力視されて来た説に検討を加え、嘉暦末年頃から延元23年頃に至る約10年間に書かれたと推定しているが、一応成稿の後に加筆がなされたというようなことも考慮されるべきであろう。「解釈編」は、諸本の間で本文に異同があり、または解釈上問題の存する個所を取り上げて吟味したもので、諸説を批判しつつ自説を提示している。語句文章の解釈や諸種の事実の調査の上で安易な点も見られ、論述の岐路にわたり冗漫に流れるきらいもあるけれども、おおむね穏当であり、本文の研究に資するところが少なくない。

なお、参考論文「兼好家集」において、西荘文庫旧蔵本を影印によって初めて公にすると共に、 校本を作成し、併せて同書に関する所見を発表しているのは、本論文と相まって兼好の研究に寄 与するものである。

以上の審査結果により、本論文の筆者は、文学博士の学位を授与される資格があるものと認め られる。 昭和41年2月17日